

お知らせ

国民年金に関するお知らせ

○「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます。

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告について全額が社会保険料の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際に必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料の納付された人については、来年1月下旬に送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、

ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

○年金受給権者の「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう。

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象になります。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の人には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決まります。もしも提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。

平成23年分「扶養親族等申告書」が送付される人（課税対象者）

年 齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

【問い合わせ先】

松山西年金事務所

☎ 089・925・5105

市民課市民第1係

☎ 242111

（内線111、112）

長浜支所市民福祉課

☎ 521113（内線23）

脇川支所市民福祉課

☎ 342331（内線222）

河辺支所市民福祉課

☎ 392113（内線123）

固定資産税に関するお知らせ

冷蔵倉庫用家屋における評価基準が変更になります

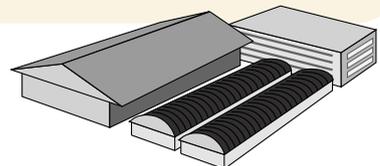
これまで冷蔵倉庫用家屋の評価については、一般の倉庫と同じ経過年数による減点補正率が適用されてきましたが、平成24年度からは次の要件を満たす倉庫に該当すると、過去に建築された家屋についても一般の倉庫に比べ減価の早い経年減点補正率が適用されます。

該当すると思われる倉庫を所有されている場合は、現状確認を行いますのでお手数ですが下記までご連絡をお願いします。

- 構造が非木造であること。
- 倉庫の保管温度が常時摂氏10度以下に保たれていること。
- 建物自体が冷蔵倉庫（事務所など冷蔵倉庫以外で使用している部分がある場合、主たる用途が冷蔵倉庫）となっているものであること。（プレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫を設置している場合を除く。）

【問い合わせ・連絡先】

税務課固定資産税係 ☎ 24-2111（内線126~128）



財政健全化判断比率および資金不足比率について (平成21年度)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、平成21年度決算による比率などを公表します。大洲市の指標は、下表のとおりいずれも国が定める基準値を下回り、前年度より改善しています。しかしながら、当市の財政はまだまだ厳しい状況でありますので、今後も行財政改革に努めてまいります。

○健全化判断比率

(単位：%)

指 標	21年度数値①	早期健全化基準	財政再生基準	前年度の数値②	比較①-②
実質赤字比率	-	12.71	20.0	-	-
連結実質赤字比率	-	17.71	40.0	-	-
実質公債費比率	20.6	25.0	35.0	22.0	▲ 1.4
将来負担比率	139.6	350.0		165.3	▲ 25.7

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「-」と表示します。

○資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	数 値	経営健全化基準
大洲市簡易水道事業特別会計	-	各会計20%
大洲市港湾施設事業特別会計	-	
大洲市土地地区画整理事業特別会計	-	
大洲市農業集落排水事業特別会計	-	
大洲市公共下水道事業特別会計	-	
大洲市温泉事業特別会計	-	
大洲市水道事業会計	-	
大洲市工業用水道事業会計	-	
大洲市病院事業会計	-	

※資金不足額がない場合は、「-」と表示します。

用語の解説

(実質赤字比率)

一般会計等の赤字が、どの程度あるかを示す指標

(連結実質赤字比率)

全会計の連結ベースでの赤字が、どの程度あるかを示す指標

(実質公債費比率)

一般会計等だけでなく、繰出金のうち公営企業債の償還に充てた額を含めた一般会計等の実質的な借入金の返済額が、どの程度あるかを示す指標

(将来負担比率)

一般会計等が将来負担する見込額(地方債残高、公営企業債のうち一般会計等負担額、職員退職手当予定額等)がどの程度あるかを示す指標

(資金不足比率)

各公営企業の資金不足額が、それぞれの事業の規模に対してどのくらいの割合になるかを示す指標

大洲都市計画公園の変更案の縦覧を行います

大洲市は、長浜地区の「住吉公園」と「肱川あらし展望公園」の都市計画の変更に関する素案を作成後、8月20日に長浜ふれあい会館で「説明および意見陳述会」を開催し、市民のみならず、ご意見などをお聴きし、諸手続きを進めてきました。つきましては、都市計画法に基づいて、次のとおり案の縦覧を行いますので、お知らせします。

1 都市計画の種類と名称

・大洲都市計画公園

①住吉公園

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

大洲市長浜の一部の区域

(2) 削除する部分

大洲市長浜の一部の区域

3 都市計画の案の縦覧場所

・都市整備課

4 縦覧期間

・11月8日(月)～11月24日(水)

午前8時30分～午後5時15分

(ただし、土・日・祝日は除きます。)

※縦覧期間中、案についての意見書を提出することができます。

【問い合わせ先】

都市整備課都市計画第2係

☎ 2111

(内線 244・245)

教育委員会の事務の点検・評価

教育委員会の事務の点検・評価を行いました

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、教育委員会は、毎年、事務の管理と執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。このことから、市教育委員会では平成21年度の活動内容について点検・評価を行い、「教育委員会の点検・評価報告書」を作成しましたので、その概要についてお知らせします。

【点検・評価の対象】

市教育委員会では、より良い教育行政を推進するため、さまざまな活動を行っています。この報告書では、本市の教育の総合的な指針である「教育基本方針」に基づき作成している「平成21年度教育主要施策」に位置付けて実施した、主要施策6項目、74の施策・事業について自己点検・評価を行いました。また、学識経験者である外部評価委員の意見も交え、施策や事業の実施によりどのような成果

を發揮しているか、さらなる取り組みや今後の活動に向けての考えなどを記載しています。

《平成21年度

教育主要施策》

- 1 学校統廃合の推進
- 2 学校施設設備の整備充実
- 3 学校教育の充実
- 4 生涯学習の充実
- 5 市民総参加によるスポーツの推進
- 6 学校給食の充実

平成21年度については、施策・事業を予定どおり実施・完了し、一定の成果を残していることで、おおむね順調であると評価しました。

【報告書の閲覧】

報告書の詳細については、大洲市ホームページに掲載するほか、教育委員会教育総務課、各支所総務課および各公民館で閲覧できます。

【問い合わせ先】

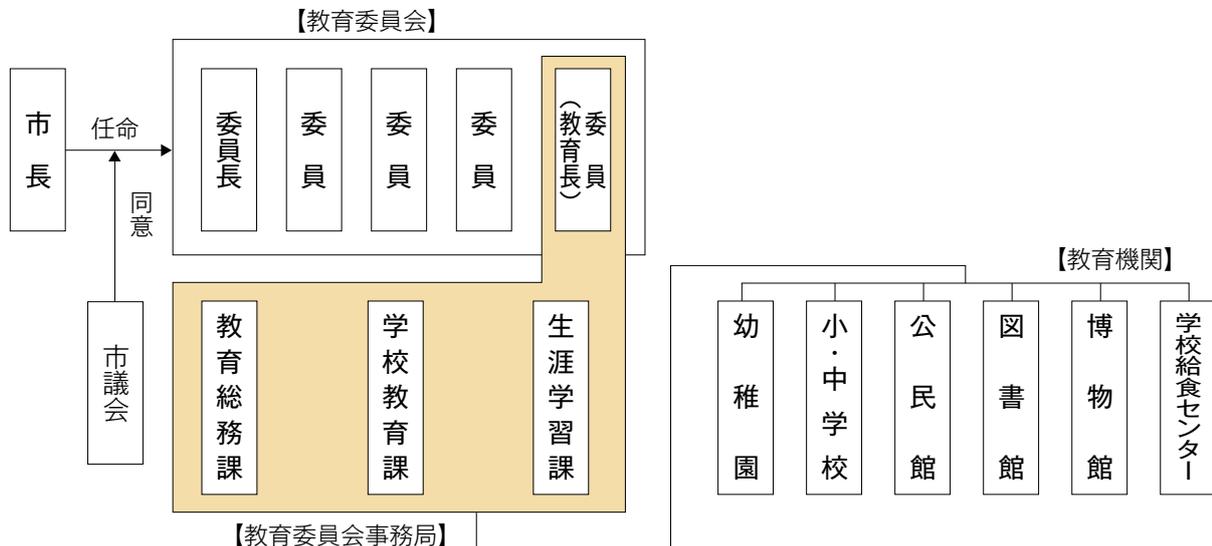
教育委員会教育総務課
☎ 1729 (直通)

市教育委員会の組織

〔平成22年4月1日現在〕

- ・教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく、市長が議会の同意を得て任命した委員によって構成された合議制の執行機関です。
- ・委員長は、委員のうちから選挙され、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表します。
- ・教育長は、委員のうちから教育委員会が任命し、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督します。

組織図



肱川あらしフォトコンテスト作品募集など

肱川あらしフォトコンテスト
作品募集!

肱川河口では、秋から冬にかけて冷気に霧を伴った「肱川あらし」が発生します。

この「肱川あらし」は、世界的にも珍しく、登録有形文化財に登録された現役で動く我が国最古の道路可動橋「長浜大橋」を吹き抜ける荘厳な営みが、季節の風物詩として知られています。

この「肱川あらし」をテーマとしたフォトコンテストにご応募ください。

【応募先・問い合わせ先】
〒799-3401

大洲市長浜甲480の3
肱川あらし実行委員会（長浜支所産業建設課内） ☎011-1111

※株式会社ネットワーク取引の各写真店でも応募できます。

【応募期間】
11月1日(月)～平成23年1月31日(月)

【応募上の注意】

・写真のサイズは、カラープリント四つ切り(ワイド四つ切り可)のものに限ります。

・応募作品は、1人3点までとし、未発表のものに限ります。

・応募作品に人物が写っている作品は、本人(被写体)の承諾を得た上で応募してください。

・応募票に必要事項(題名、氏名、住所、電話番号、取扱店名)を明記の上、作品裏面に添付してください。

・応募作品の著作権は、主催者側に帰属します。

・入賞は、1人1賞とします。

・入賞者は、所定の日までにネガまたは電子データを主催者に提出してください。

・応募作品は、返却いたしません。

・デジタル・カラーフィルムいずれの応募も可能です。ただし、合成写真は応募作品として認めません。



【発表】

平成23年2月下旬 愛媛新聞紙上(入賞者には直接通知します。)

【賞】

- ◎推奨 1人 賞状と賞金2万円
- ◎特選 2人 賞状と賞金1万円
- ◎準特選 5人 賞状と賞金3千円
- ◎佳作 5人 賞状と特産品

「応募票」様式

肱川あらしフォトコンテスト応募票	
題名	
(フリガナ)氏名	
住所	〒□□□□-□□□□
電話番号	
取扱店名	

米トレーサビリティ法がスタートします!!

- 1 取引などの記録・保存 (平成22年10月1日～)
 - 米、米加工品を
 - ①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄 などした場合は、その記録を作成し、原則3年間保存することが必要となります。
- 2 産地情報の伝達 (平成23年7月1日～)
 - 米・米加工品を、他の事業者へ譲り渡す場合、伝票などまたは商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要となります。
 - また、一般消費者に販売・提供する場合、産地情報の伝達が必要となります。

米トレーサビリティ法に関するご相談、説明会の開催要望など、お問い合わせください。
【問い合わせ先】愛媛農政事務所 食糧部 消費流通課 ☎089-932-1177

詳しくは

米トレーサビリティ法	検索
------------	----

「肱川を美しくするお花はん」
第2回植栽会に参加してみませんか

来年の3月に開催される「第11回菜の花フェスタ」に向けた菜の花の種まきなどを行います。つきましては、会員のみなさんはもちろんのこと、一般のみなさんもぜひご参加ください。参加希望者は直接会場にお越しください。

- 【日時】11月1日(月)
午前10時～11時(受付：午前9時30分～)
※雨天予備日11月4日(木)
- 【集合場所】大洲市若宮 畑の前橋下
- 【内容】畑の前橋下流の高水敷にて、菜の花の種まき
- 【その他】・作業のできる服装で来てください。
・軍手、スコップ、クワなどをご持参ください。(スコップ、クワは事務局でも用意しますが、なるべくご持参ください。)
・少雨決行(中止の判断に困る場合は、事務局までお問い合わせください。)

【問い合わせ先】
肱川を美しくするプロジェクト事務局
(大洲河川国道事務所肱川出張所内)
大洲市新谷甲980-1
☎25-4649(直通) FAX25-6360